

建築基準法第22条第1項の規定による
区域の指定について

加古川市告示第56号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定による区域を次のとおり指定したので、告示する。

昭和61年4月1日

加古川市長 中 田 敬 次

記

市の区域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定に基づく都市計画区域内で、同法第8条に基づく用途地
域のある区域（防火地域及び準防火地域を除く。）